

### 【事例 3】贈与税の配偶者控除の特例を適用する場合

私（丙本京子）は、夫（丙本三郎）から居住している家屋とその敷地（宅地、路線価地域）の贈与を受けました。なお、婚姻届を提出してから20年以上経過しており、贈与を受けた家屋とその敷地に今後も居住する予定です。贈与税の配偶者控除の特例<sup>(注1)</sup>の適用を受けます。また、夫は直系尊属ではありませんので、「一般税率」<sup>(注2)</sup>を適用して暦年課税により申告します。

(注) 1 特例の概要については、42ページを参照してください。  
2 「一般税率」については、35ページを参照してください。

神戸 税務署長 8年2月10日提出 令和07年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書) 修正 F D 4 7 5 1

第一表 (令和6年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第三表の三と相続時精算課税の申告は申告書第二表と一緒にしてください。)	税務署受付印	住所	〒xxxx-xxxx (電話 xxxx - xxxx - xxxx)	整理番号	名簿	事案	
	明治①	フリガナ	ヘイモト キヨウコ	補完			
	大正②	氏名	丙本 京子	申告書提出年月日	財産総目	短期	確認
	昭和③	個人番号	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄として、ここから記入してください。	災害等延長年月日	処理	取り扱い区分	
	平成④	又は法人番号	××××△△△△×	出国年月日	目次	訂正	修正
	令和⑤	生年月日	3240220 職業 無職	死亡年月日	コード	作成区分	枚数
私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。							
I 特例贈与財産分課税分	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	種類	細目	利用区分・銘柄等	財産を取扱した年月日	令和 年 月 日	
	○私がかかる譲与(「やむ譲与」)は一字分じ、姓と名の間に「字」で記入してください。	所	在場	所等	財産の価額(単位:円)	数値	
	住所	取扱した財産の明細			固定資産評価基準倍数		
	丙本	氏名	父母祖父母上記以外	過去の贈与税の申告状況	平成令和	年分	署
	生年月日	統柄	1234567890	過去の贈与税の申告状況	平成令和	年分	署
	住所	取扱した財産の明細			過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。		
	フリガナ	氏名	父母祖父母上記以外	過去の贈与税の申告状況	平成令和	年分	署
	生年月日	統柄	1234567890	過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。			
	住所	取扱した財産の明細			過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。		
	丙本	氏名	父母祖父母上記以外	過去の贈与税の申告状況	平成令和	年分	署
特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ①							
II 一般贈与財産分課税分	住所 神戸市中央区〇〇△丁目×番×号	土地	宅地	自用地	令和07年05月08日		
	丙本 三郎	6 ← 父母祖父母上記以外	神戸市中央区〇〇△丁目×番	22275000			
	生年月日 3240210	統柄	1234567890	165.00m <sup>2</sup>	270,000		
	住所 神戸市中央区〇〇△丁目×番×号	家屋	家屋(木・瓦居宅)	自用家屋	令和07年05月08日		
	丙本 三郎	6 ← 父母祖父母上記以外	神戸市中央区〇〇△丁目×番地	745,600			
	生年月日 3240210	統柄	1234567890	124.21m <sup>2</sup>	745,600		
	一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②						
	配偶者控除額(右の事項に該当する場合には、... <input checked="" type="checkbox"/> 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。) (最高2,000万円) ③ 23,020,600 円						
	(贈与を受けた住田庄内不動産の価額及び贈与を受けた金額のうち住田庄内不動産の販売(売却)した部分の金額の合計額) 23,020,600 円						
	不動産番号 1件目 ○○○○○○×××☆☆☆☆☆☆ 2件目 ☆☆☆☆○○○○○××××						
贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合は、登記手続並びに記載されている13桁の不動産番号を記入してください。							
合計欄 (単位:円) ↓							
年歴課税分(③の控除後の課税価格) ④ 3020600							
年歴課税分の課税価格の合計額 (①+(2)-(3)) ④ 3020600							
年歴課税に係る基礎控除額 ⑤ 1100000							
⑤の控除後 の課税価格 (④-(5)) ⑥ 1920000							
⑥に 対する 税額 ⑦ 1920000							
外 国 税 额 の 控 除 额 ⑧							
医療法人持分税額控除額 ⑨							
差 引 税 额 ⑩ 1920000							
相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与とこの第二表の金額の合計額) ⑪							
相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与とこの第二表の金額の合計額) ⑫							
(この申告が修正申告である場合の異動の内容等)							
作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号							
税理士法書面提出		通信印					
30条 33条の2		・					
確認							
税務署整理欄(記入しないでください。) 勘誤的修正期限							
□□年 □□月 □□日 (質5-10-1-1-A4統一)(令12.12)							

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

□にレ印を記入し、配偶者控除の対象となる「居住用不動産の価額」と「贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額」の合計額を記入します。

配偶者控除の金額を記入します(左の合計額を記入しますが、2,000万円を超える場合には2,000万円と記入します。)。

贈与により取得した不動産に係る不動産番号を記入することにより、その取得した不動産に係る登記事項証明書の添付を省略することができます(17ページの「贈与税の配偶者控除の特例の添付書類」の※参照)。

暦年課税による贈与税額の計算方法については、35、36ページを参照してください。

相続時精算課税に  
係る贈与財産がな  
い場合には記入す  
る必要はありませ  
ん。

## 令和7年分 贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート

このチェックシートは、令和7年中に贈与を受けた財産に対して配偶者控除(2,000万円控除)の特例を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者はあなたの配偶者（夫又は妻）ですか。	は い	いいえ
2	婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は20年以上ですか。	は い	いいえ
3	これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。	は い	
		いいえ	
4	【3で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。	いいえ	は い
5	贈与を受けた財産は不動産（土地等・家屋）又は金銭ですか。	は い	いいえ
6	【贈与を受けた財産のうちに不動産がある人のみ記入してください。】 その不動産は、国内にある不動産ですか。	は い	いいえ
7	【贈与を受けた財産のうちに金銭がある人のみ記入してください。】 その金銭を令和8年3月15日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てますか。	は い	いいえ
8	6又は7の不動産に現在居住していますか。又は令和8年3月15日までに居住する見込みですか。	は い	いいえ
9	今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。	は い	いいえ

## 贈与税の配偶者控除の特例の添付書類

この贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書等に、次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添付書類	
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限ります。）
2	受贈者の戸籍の附票の写し（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限ります。）
3	登記事項証明書などで受贈者が控除の対象となった居住用不動産を取得したことを証する書類 ※ 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。